



神勞基発 0722 第 1 号
令和 8 年 7 月 22 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
建設業労働災害防止協会神奈川支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部

代表者 殿

神奈川労働局労働基準部長



技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面に係る情報提供について

日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、当局管内において、下記のとおり技能講習修了証の偽造に係る事案を把握したので、情報提供いたします。

つきましては、別添リーフレットを職員や受講者が見やすい場所に掲示していただくことやホームページやメルマガ等による周知・啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

また、下記 2 の団体名で交付した書面の所持者を把握した場合は、恐れ入りますが、当局労働基準部安全課まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 事案の概要

当局管内において、登録教習機関として登録していない団体が、技能講習修了証を真似て作成した書面に、神奈川県内に団体が存在しているかのような記載を行い、法令で定められている技能講習を実施していないにもかかわらず架空の受講記録を記載するなど、偽造の疑いがある紛らわしい書面を交付していたことが、他局管内の登録教習機関から情報提供を受けて判明したもの。

現時点において、偽造の疑いがある紛らわしい書面を少なくとも 2 枚発行していることを確認しているが、広域的に書面が出回っている可能性があるため、当局管内の登録教習機関に情報提供することとしたこと。

2 登録教習機関として登録していない団体

産業安全教育センター

書面に記載のある所在地：神奈川県内の市町村名が記載されていること。

※（当局ホームページ上では、団体名を公表しておりますが、団体の詳細な所在地、連絡先等は非公表としていることにご留意願います。）

3 発覚の経緯

令和8年6月、他局管内の登録教習機関に対して、技能講習に係る科目の一部免除申請が行われた際に、受講申し込み者から技能講習修了証として提出された資料に疑義を抱いた事務担当者から、当局担当者に確認の連絡があり発覚した。

4 本件書面に記載のある業務（書面記載のとおりに表記）

- (1) 「フォークリフト運転業務」
- (2) 「車両系建設機械（整地・運搬）」

5 本件技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面の特徴（判別方法）

- (1) 団体名（神奈川労働局長の登録教習機関として登録されていない）
- (2) 修了者番号、書面の名称（技能講習修了証）及び都道府県労働局長の登録教習機関である旨の記載（労働安全衛生規則第81条、様式第17号）を欠いている。
- (3) 形状
折り畳み型で、ラミネート加工されていない。
- (4) その他参考
交付日と思われる日付に、西暦又は和暦のいずれかの区別もされていない。

6 その他参考事項

記載のある所在地に団体の事務所等は確認できず、連絡先に架電しても個人宅につながり「産業安全教育センター」とは無関係である旨申し立てられることから、産業安全教育センター自体は実体のない団体の可能性が認められる。

7 本件に関する問い合わせ先

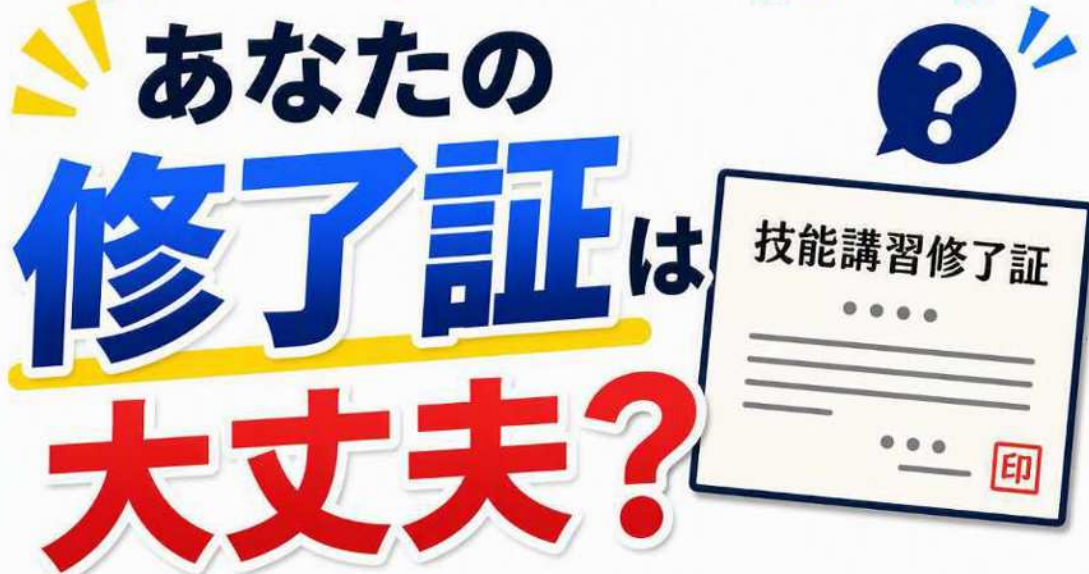
神奈川労働局 労働基準部 安全課

担 当：労働基準監督官 阿部 弘規（登録教習機関担当）

連絡先：045-211-7352

事業主・労働者の皆様へ

～偽造の疑いのある技能講習修了証にご注意を～



技能講習修了証を真似て偽造したと思われる紛らわしい書類が全国的に出回っている可能性があるのご注意ください。

神奈川県労働局に登録がない

「産業安全教育センター」

という名称（架空所在地）で、フォークリフトや車両系建設機械等の就業制限業務に係る講習を実施したかのように装っていますが、これらは、すべて無効となります。

別紙のような書類を用いて、有資格者を装い運転業務を行った者や運転を行わせた事業者は労働安全衛生法違反となるほか、作成者などを刑事告発する場合があります。

技能講習は、都道府県労働局に登録している登録教習機関のみでしか受講することが出来ませんので、ご注意ください。

なお、神奈川県労働局では、このような技能講習修了証を真似て偽造しているものと思われる紛らわしい書類の回収作業を進めています。みなさまからの情報提供とご協力を何卒お願いいたします。

連絡先：神奈川県労働局 安全課
☎ (045) 211-7352

お問い合わせ・情報提供は最寄りの監督署または労働局までご相談を！

技能講習修了証の偽造の疑いがある紛らわしい書面（イメージ）

表面

見分けるポイント①
「〇〇労働局長の登録教習機関」
であること示す文言がない

見分けるポイント②
「技能講習修了証」
の文言がない

見分けるポイント③
「修了者番号」がない

氏名
大 昭 平
年 月 日生

本籍地

住 所

産業安全教育センター 産業安全センター
〒〇〇〇-〇〇 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

スタンプ

朱印

エンボス加工

裏面

フォークリフト運転業務
令20 法61,76
車両系建設機械(整地・運搬)
令20-12 法61-4

産安教
産安教

エンボス加工

※ 記載のある業務の内容は、イメージ図以外のものもある可能性があります。

※ 氏名、生年月日等は印字されています。

神奈川県労働局の登録教習機関は
当局 HP にも掲載されております。→



神奈川県労働局の各労働基準監督署の
所在地と連絡先はこちら→

